

●市民課では「まとめて手続き・証明」できます

- ・戸籍、住民登録、納税・所得などの証明書の発行
- ・戸籍、住民登録、印鑑登録などの届出の受け付け
- ・住民登録の届出に伴う国民健康保険、国民年金などの手続き
- ・パスポートの申請・交付
- ・文化スポーツ施設の予約・料金支払、ごみ袋の販売など

戸籍謄抄本・住民票などの交付

図市民課 ☎(23)5520

証明書の種類	手数料	備 考
戸籍の全部事項証明書(戸籍謄本)	1通450円	本人または配偶者、直系尊属・卑属以外が請求する場合、委任状が必要
戸籍の個人事項証明書(戸籍抄本)	1通450円	
除籍の全部事項証明書(除籍謄本) 除籍の個人事項証明書(除籍抄本) (改製原戸籍を含む)	1通750円	
戸籍の附票の写し	1件300円	
身分証明書	1件300円	本人および法定代理人以外が請求する場合、委任状が必要
住民票の写し 住民票の記載事項証明書	1件300円	本人または同一世帯の方以外が請求する場合、委任状が必要
住民票の除票	1件300円	本人以外が請求する場合、委任状が必要
印鑑登録証の交付	1枚300円	印鑑登録後に交付 印鑑登録については、P39を参照
印鑑登録証明書	1枚300円	印鑑登録証の提示が必要
戸籍届出受理証明書	1件350円	届出人による請求以外は委任状が必要
住民基本台帳の一部の写し(閲覧)	1冊3,000円	住民基本台帳の一部の写しの一覧表の閲覧 (公益上必要と認められるものに限る)

※窓口に来られる方は、本人確認ができるもの(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード(個人番号カード)など)を持参してください

◎ご存知ですか？

■ 消防署夜間交付(平日開庁時間内に市民課へ電話予約された方のみ)

住民票などの証明書は、電話予約により消防署で受け取る方法があります。(電話予約した当日のみ受取可)

交付場所	交付できるもの	申請・受け取り方法
南消防署、北消防署 および笠原消防署	住民票、印鑑登録証明書 市税に関する証明書の交付	午後5時15分までに市民課または税務課へ本人が電話予約。 午後5時15分～午後9時まで受け取り可。

■ 住民票の写し等の交付に係る本人通知制度

住民票の写しや戸籍などの証明書の不正取得により、個人の権利が侵害されることを防止・抑止するため、第三者や代理人に証明書を交付した場合に、事前に登録した方へ交付した事実を通知する制度です。登録される方は本人確認できるものを持参の上、駅北庁舎1階市民課までお申し出ください。

■ 広域交付(東濃5市間)(平日開庁時間内のみ)

東濃5市間(多治見市、土岐市、瑞浪市、恵那市、中津川市)で証明書の交付を受けることができます。(委任状での申請を受けることはできません)

＜発行できる証明書＞

- 戸籍謄・抄本、除籍謄・抄本、改製原戸籍謄・抄本、戸籍附票、身分証明書、独身証明書(5市に本籍のある方)
 - 住民票の写し、印鑑登録証明書(印鑑登録証が必要)、税務証明書(5市に現住所がある方)
- 窓口にいっしょの方の運転免許証等公的な機関が発行した顔写真付きの本人確認書類(ない場合は健康保険証、年金手帳など2点)が必要です。

戸籍に関する届出

問市民課 ☎(23)5520

戸籍に関する主な届出として、次のようなものがあります。市民課または地区事務所へ届け出てください。休日や夜間に届け出る場合は、駅北庁舎の宿直室へ届け出てください。

※本人確認が必要な場合がありますので、運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）、パスポートなどの本人確認ができる書類を持参してください

※養子縁組、養子離縁、親権および後見、氏名の変更などの届出については、市民課へ問い合わせください

※未成年の方、外国籍の方は持ち物が異なります。市民課までお問い合わせください。

種類	届出期間	届出先	届出に必要なもの	届出人
出生届 ※ 1 ※ 2	生まれた日も含めて14日以内	親の本籍地、出生地、届出人の所在地のいずれか	出生届出書、出生証明書、母子健康手帳、健康保険証	原則、父または母 ※祖父母は届出人になれません
死亡届	死亡の事実を知った日も含めて7日以内	死亡者の本籍地、死亡地、届出人の所在地のいずれか	死亡届出書、死亡診断書、火葬場使用料（多治見市火葬場使用の場合のみ ※P41参照）	同居の親族、同居の親族がいない場合は同居していない親族、その他の同居者の順
婚姻届 ※ 1 ※ 2		夫または妻の本籍地または所在地のいずれか	婚姻届出書、戸籍謄本、国民健康保険証（加入者のみ）、国民年金手帳（加入者のみ）、届出人の本人確認書類	夫および妻
離婚届		夫妻の本籍地または所在地のいずれか	離婚届出書、戸籍謄本、国民健康保険証（加入者のみ）、国民年金手帳（加入者のみ）、届出人の本人確認書類 ※裁判離婚調停調書の場合、審判書または判決の謄本と確定証明書	夫および妻
	【裁判離婚】 確定した日から10日以内			裁判離婚の場合は申立人（10日以内に申立人が届出しないときは相手方も届出できる）
転籍届		転籍者の本籍地または所在地、新本籍地のいずれか	戸籍謄本1通（市内での転籍の場合は省略可）	戸籍筆頭者およびその配偶者

※ 1 婚姻・出生記念証の贈呈

人生の記念すべき行事を祝福するため、婚姻もしくは出生を多治見市に届け出た方に、記念証を駅北庁舎市民課にて無料で贈呈します。婚姻または出生の届出の日から14日以内に申し込みが必要です。詳しくは市民課にお尋ねください。

※ 2 オリジナル婚姻届、出生届を配布しています

婚姻届は、多治見市の観光名所である「永保寺」や市のマスコットキャラクター「うながっぱ」を用いたデザインになっています。

出生届は、マスコットキャラクター「うながっぱ」を中心に明るくポップなデザインになっています。全国の市町村へ提出できます。人生の節目となる届出にぜひ利用してください。

住民登録

閩市民課 ☎(23)5542

種類	届出が必要な場合	届出期間	届出に必要なもの	届出人
転出届	多治見市から他の市区町村へ引っ越しする場合	引っ越しが決まったら引っ越しの日までに	国民健康保険証・後期高齢者医療保険証(加入者のみ)、国民年金手帳(または証書)、介護保険証(加入者のみ)、印鑑登録証(登録者のみ)、子どもなどの福祉医療費受給者証	本人または世帯主 ※上記以外の人が届出をする場合は委任状が必要
転入届	他の市区町村から多治見市へ引っ越しした場合		前住所地発行の転出証明書、国民年金手帳(または証書)、介護保険受給資格証明書(受給者のみ)、マイナンバーカード(個人番号カード)、住民基本台帳カード	
転居届	多治見市内で引っ越しした場合	住み始めた日から14日以内	国民年金手帳(または証書)(加入者のみ)、国民健康保険証・後期高齢者医療保険証(加入者のみ)、介護保険証(加入者のみ)、子どもなどの医療受給者証、マイナンバーカード(個人番号カード)、住民基本台帳カード(写真付)	
世帯主変更届	世帯主が変わったり、世帯を合併・分離したりした場合	変更があつてから14日以内	国民健康保険証(加入者のみ)	

※窓口に来られる方は、本人確認ができるもの(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード(個人番号カード)など)を持参してください

外国人住民の方

日本国籍を有しない外国人住民の方も上記の届出が必要です。届出の際は、特別永住者証明書または在留カードなどを持参してください。(在留資格を有しない方や在留期間が3カ月以下の方、観光などの短期滞在者は除きます。)

印鑑登録と証明

閩市民課 ☎(23)5520

印鑑登録ができる人

多治見市に住所登録があり、意志能力を有する15歳以上の方

※登録する印鑑は1人1個に限ります。1個の印鑑を共有することはできません

印鑑登録の際の確認事項

印鑑登録は、登録される本人が窓口に来てください。本人確認のため、運転免許証など、官公署発行の顔写真付き証明証が必要です。本人確認できるものがない場合は、多治見市で印鑑登録している方を保証人として登録することができます。

本人が来ることができない場合は、代理人による申請をしてください。(委任状が必要)

※本人確認ができない場合(保証人による確認を除く)または代理人による申請の場合は、確認書類を本人宛てに送付しますので、即日の登録、証明発行はできません

※外国人住民の方は、印鑑登録の際、パスポートが必要です

登録できる印鑑

●大きさ

1辺が8mm以上25mm以内の正方形内に収まるもの

●材質

ゴムなどの変形しやすい材質や、減りやすい材質でないもの

●その他

戸籍表示の氏名(氏や名のみも可)を表し、文字の判読ができるもの。職業や肩書があるもの、外枠がないもの、文字が欠けているもの、輪郭が30%以上欠けているものは登録できません。

印鑑登録証

印鑑登録証明書の請求の際に必要です。登録した印鑑と同様に大切に保管してください。また、紛失した場合には、速やかに市民課または地区事務所へ届出をしてください。

●印鑑登録証明書の発行

印鑑登録証明書発行には、印鑑登録証が必要です。申請の際には必ず市民課または地区事務所へ持参してください。

※登録印は必要ありません

パスポートの申請・受取

閩市民課 ☎(23)5731

取扱場所 市民課(駅北庁舎)

取扱日時 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで 休日開庁日は受け取りに限り可

持ち物 本人確認書類・戸籍謄本・写真など必要な物がありますので
市民課または岐阜県旅券センター☎058(277)1000へ問い合わせください。

手数料

パスポートの種類	収入印紙	岐阜県収入証紙	合計
10年用	14,000円	2,000円	16,000円
5年用(12歳以上)	9,000円	2,000円	11,000円
5年用(12歳未満)	4,000円	2,000円	6,000円

※パスポート用の収入印紙、岐阜県収入証紙は、市民課で購入可

※18歳未満の方は、5年用のみ申請可

マイナンバーカード(個人番号カード)

閩市民課 ☎(23)5542

⑥

くらしの窓口

活用方法

- ① 公的な身分証明書として活用できます。
- ② 全国の市区町村窓口で住民票の写し(但し本籍・筆頭者の記載省略)を請求できます。
- ③ 公的個人認証サービスで利用するICカードとしても利用できます。(電子申請、マイナポータルへのログインなどで必要になります。)
- ④ 転出の届出の際に、転出証明書の発行が省略されます。
- ⑤ 健康保険証としても利用できます。

申請方法

- ① 「通知カード」に付属または個人番号通知書とともに同封されていた「個人番号カード交付申請書」と横35mm×縦45mmの写真(電子データでも可)を用意してください。住所、氏名が変わった場合は、交付申請書の再発行が必要です。窓口までお申し出ください。
- ② 以下の3通りの方法で申請してください。

①郵便申請	申請書に写真を貼付し必要事項を記入の上、同封されていた返信用封筒に入れ郵便ポストに投函。
②スマートフォンまたはパソコンでの申請	申請用WEBサイトにアクセスし、必要事項の入力および顔写真データを添付して送信。
③まちなかの証明用写真機での申請	画面の案内にしたがって、交付申請書のQRコードをかざし、必要事項の入力と顔写真の撮影をして送信。

受取方法(予約必要)

- ① 市民課窓口(駅北庁舎)のみで行います。受け取りの際にはパスワード設定をしていただくので本人の来庁が必要です。(本人が病気などによりやむを得ず来庁できない場合は事前に相談してください。)
- ② 受取時に必要な持ち物は以下のとおりです。
 - ①交付通知書兼照会書(事前に市役所から送られてきたハガキ)
 - ②通知カード
 - ③本人確認できるもの(運転免許証・パスポートなど写真付の場合は1点、保険証・介護保険証・年金手帳・福祉医療受給者証などの場合は2点必要。)
 - ④住民基本台帳カード(保有している方のみ)

カードの有効期限など

種類	有効期限	再発行時手数料
マイナンバーカード (個人番号カード)	10回目の誕生日まで(18歳以上) 5回目の誕生日まで(18歳未満)	1件 800円
電子証明書 署名用電子証明書 利用者用電子証明書	5回目の誕生日まで (署名用電子証明書は15歳未満の方には発行できません。)	1件 200円

※住民基本台帳カードの新規発行は平成27年12月28日で終了していますが、有効期限まではご利用いただけます

埋・火葬の許可

固市民課 ☎(23)5520

死亡の届出をすると、「埋・火葬許可証」が発行されます。火葬の場合は火葬場へ、埋葬の場合は墓地の管理者へ提出してください。

●多治見市火葬場 「華立やすらぎの杜」 大藪町字上迫間洞249番地 ☎(27)1151

多治見市火葬場を使用する場合は、死亡の届出時に火葬炉使用料を納付してください。

火葬の内容	火葬炉使用料
1体につき	10,000円(多治見市以外の方は50,000円)
12歳未満の方および死産児	5,000円(多治見市以外の方は25,000円)
産褥物 ^{じよく} 1回につき	1,500円(多治見市以外の方は3,000円)
身体の一部	1,500円(多治見市以外の方は3,000円)

白菊コーナー（おくやみコーナー）

固市民課 ☎(23)5731

死亡後のご遺族の手続きの負担を軽減するため、白菊コーナー（おくやみコーナー）を設けています。白菊コーナー（おくやみコーナー）のご利用は電話による事前予約制です。

■白菊コーナー（おくやみコーナー）の利用について

- 白菊コーナー（おくやみコーナー）予約専用電話（0572-23-5731）にお電話ください。
- 予約受付は、死亡届を提出した3日後（土日祝、閉庁日を除く）より予約できます。
- 予約受付時間 8時30分から17時15分



■ご利用できる時間の枠

- 午前9時30分から、午前10時30分から、午後1時30分から、午後2時30分からの4枠です。

■おことわり

- 手続きが一度で終わらない場合もございます。
- すべての手続きが白菊コーナー（おくやみコーナー）でできるものではありません。
- 白菊コーナー（おくやみコーナー）を利用せず、従来通り各窓口または地区事務所で手続きしていただくことも可能です。

造園・土木・エクステリア
ガーデンリフォーム工事
見積・相談 無料

(有)庭光造園

〒507-0055 多治見市喜多町3-13

0120-203-240

TEL.0572-22-7953

FAX.0572-23-5186

<http://www.to-no.com/k/niwamitsu/>

自動車部品・機械部品・産業用ロボット部品



MIZUTANI

水谷鉄工所

TEL.0572-44-3023

●本社・工場

〒462-0036 名古屋市北区長喜町二丁目36番地

●多治見工場

〒507-0901 岐阜県多治見市笠原町
1647-324番

<http://www.mizutani-tekko.com/index.html>



相続の相談は…

弁護士さんに？

税理士さんに？

その前に！

相続のスペシャリスト

相続診断士にまず相談！

相続の総合窓口

おりべ相続サポート

対応エリア：東濃・中濃・東尾張

〒507-0827 岐阜県多治見市平和町7丁目53-1
アイビススクエアC

TEL.0572-56-5700



代表：松永 美鈴

（相続診断士）



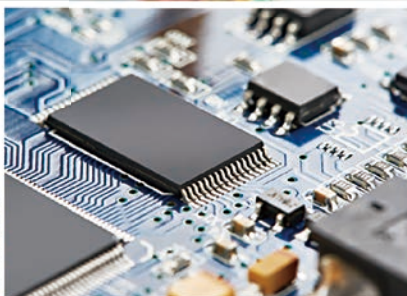


「あったらいいな」の夢を創る

関西触媒化学株式会社は創業以来、機能性材料といって各種工業製品に用いられるキーマテリアル（基本原料）を開発、製造してきました。

弊社のものづくりとは社会や産業にかかせないものであり、そのために必要な技術とノウハウを蓄積し、そこから生まれる提案力と解決力を強みとしてきました。

現在では電池材料を主力として、EV（電気自動車）やスマートフォン、蓄電池など、成長産業として知られる分野にもキーマテリアルを提供しています。



正社員募集

新卒・中途

詳しくは 本社 総務部まで
お問い合わせください

TEL.0572-43-5151

 関西触媒化学株式会社

岐阜工場 岐阜県多治見市笠原町4023番地

<https://www.kansyoku.co.jp/>

⑥

くらしの窓口

機能性商材の開発メーカーとして、未来を創る

株式会社セントラル・バッテリー・マテリアルズは一次電池（乾電池、湿電池）、車のバッテリーの製造を主とし、人々の生活を支える企業です。



株式会社セントラル・バッテリー・マテリアルズ

岐阜工場 岐阜県多治見市笠原町4023番地 TEL.0572-43-5151